○ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（同六一一）　二〇一
○建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（同六一二）　二〇五
○建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件（同六一三）　二一〇
○免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件（同六一四）
○道路運送法施行令の規定に基づく指定都道府県等の指定に関する告示（同六一五）
○公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示の一部を改正する件（同六一六）
○自動車等安全性能評価実施要領の一部を変更する件（同六一七）　二一一
○道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（同六一八）
○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（同六一九）　二一三
○貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する件（同六二〇）　二一三
○公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間（観光庁一）　二一四
○釧路湿原国立公園の公園計画を変更する件（環境四二）　二一四
○釧路湿原国立公園に関する釧路湿原生態系維持回復事業計画の策定に係る件（同四三）　二一四
○環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（同四四）

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第二号
○農林水産省、環境省、令第二号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第一項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条第一項第九号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十二号中「含む。」の下に「、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号」を加え、「及び農林中央金庫法施行令」を「並びに農林中央金庫法（に改め、同項第十八号中「及び農林中央金庫法（」を「、農林中央金庫法（に改め、「農林中央金庫代理業者」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加え、同号イ中「及び農林中央金庫法」を「、農林中央金庫法」に改め、「農林中央金庫代理業」の下に「及び再編強化法代理業務（預金、貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理に限る。）に係る事業」を、「いう」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、同条第二項中「及び農林中央金庫法」を「、農林中央金庫法」に改め、「規定する農林中央金庫」の下に「（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。）及び再編強化法第四十二条第三項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会」を加え、同条第三項中「含む。）」の下に「、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号」を加え、「第九条第一項第二号から第四号まで」を「第九条第一項第二号から第五号まで」に、「、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）」を「同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）」に、「第八条第一項第二号から第四号まで」を「第八条第一項第二号から第五号まで」に、「、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）及び」を「同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）並びに」に、「第十条第一項第二号から第四号まで」を「第十条第一項第二号から第五号まで」に、「、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）に」を「同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合を除く。）に」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。